令和6年福井県議会2月議会報告

北川 博規 一般質問質疑より

- 1 医療的ケア児(者)への支援について
 - (1) 放課後等デイサービスの今後の方向性について
 - (2) 医療的ケア児(者) の災害時の避難について
- 2 北陸新幹線開業後を見据えて
- 3 ギフテッド教育への取組みについて
- 4 特定重要拠点空港・港湾について

2月 一般質問項目(北川)

- 1 医療的ケア児(者)への支援について
 - (1) 放課後等デイサービスの今後の方向性について
 - (2) 医療的ケア児(者)の災害時の避難について
- 2 北陸新幹線開業後を見据えて
- 3 ギフテッド教育への取組みについて
- 4 特定重要拠点空港・港湾について

1 医療的ケア児(者)への支援について

私たちの会「嶺南スペシャルニーズチルドレン家族の会(RSNC)」(以降、「家族会」と表します)は、毎月定例会をもち、お互いの悩みや困りごとを共有し、支援員メンバーとして参加している事業所の方や支援相談員さんなどからアドバイス等を受け、新たな気付きやエネルギーを得る大切な場ともなっています。 その中から、医療的ケア児への支援について、2つの項目で質問と提言をさせていただきます。

(1) 「放課後等デイサービスの今後の方向性」について

放課後等デイサービスについては、これまでにも取り上げてきていますし、過去3人の健康福祉部長からの答弁をいただいています。 その度に感じるのは、県健康福祉部の丁寧な対応と、医ケア児やその保護者に寄り添おうとする姿勢です。その姿勢は最前線の所感であるそれぞれの市町にも十分に伝わっているように感じます。にも拘わらず、それ以降も保護者の苦しみは和らぐことなく、今日を迎えています。

質問1 そこで、放課後等デイサービスの定員や受入可能数の違いについて、数字では見えない部分もあることから、まず実態を把握することが 重要だと思うが、県の所見を伺う。

答弁【健康福祉部長】 放課後等デイサービスについては、県全体で定員数週あたりでみると 5,9 0 5 人とる。これに対して希望者数が週あたりで 5,2 9 3 人となっており、定員数が上回っているので、どの子も療育を受けられる状況にはある。

市町では、支援を希望する子の障がいの特性、利用したい施設、利用したい療育内容について、相談支援専門員から聞き取りを行って実態を把握している。ただ敦賀市などでは、特定の事業所に利用者のニーズが集中し、利用日数あるいは小集団での療育といった希望が受け入れられない状況がある。

県では市町から状況を聞き取り、こうした実態を把握している。市町は利用者ニーズに対応するために、事業所への働きかけなどを行っており、県では、それぞれの事業所において指導員などと連携し、より良い療育を提供する役割を担うリーダーの養成あるいはニーズの把握方法などを助言できる相談支援専門員を派遣するなどしている。引き続き市町をバックアップしていきたいと考えている。

そのような中、先日、家族会として2回目ともなる「行政との意見交換の場」を持たせていただき、その県からの現状の説明の中で、受け入れ定員と希望者数を比べた場合、全体としては、定員の方が希望数よりも多い状況にあり、その傾向は、市町から圏域、また県全体へと範囲が広がれば広がるほどに明確になっていくという現状が示されました。その中で、私たちが再確認したのは、療育や児童発達支援、放課後等デイサービスといった障がい児者への教育や支援というものに対して、人数や数字では見えない部分にとても大切なものがあるということです。

例えば、保護者が求める子どもたちを委ねる放デイは、その子の自立に向けて、その子に応じた療育と支援が受けられる場ですし、そのために精一杯活動されている事業 所がたくさんあります。ただ、その中で、その子に応じた支援や療育を第一に考えて支援を行おうとしたとき、1人の子に数名の職員で対応することが求められた場合には、 定員に達していなくても、受け入れることができなくなる場合が多々あるのだということです。

単に決まった時間まで預かりを行うのではなく、「療育」を行う放課後等デイサービスにおいて、定員と受入可能数の違いをどのようにニーズとして把握していくのかが、とても難しい問題であることに気付かされます。だからと言って、ニーズの把握ができないところに、次の計画は成立しません。何とかして、そのニーズを把握し、それを今後の障がい福祉計画に乗せていく努力をお願いしたいと思います。

質問 2 今回の当初予算においても、「放課後子どもクラブ応援事業」や「心身障がい児(者)対策事業」などの予算が確保されているが、療育が必要な子どもたちの受入れ場所を児童クラブに広げていくことも必要であると考えるが、県の所見を伺う。

答弁【健康福祉部長】 放課後や長期休業の期間に障がい児の療育を行う放課後等デイサービス事業所は、県内で113か所ある。そのうち70か所が受入時間の延長を行っているが、より長時間の受入れ、あるいは、学校近くの放課後児童クラブの利用を希望する声もある。この点、放課後児童クラブも障がい児の受入れ場所のひとつとなっており、昨年度は、91施設で272人の障がい児を受入れている。

しかし、障がいの程度によっては、看護師や保健師等の専門スタッフの配置が必要なケースもあり、放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ拡大に向けては、人材、財政面での課題があるものと考えている。

本県としては、まずは市町を含む関係者のご意見も伺いながら、<mark>障がい児やその保護者の方が求めるニーズや課題等を十分に把握した上で、</mark>放課後児童クラブにおける受入れの拡大について市町と相談を進めていきたと考えている。

また放課後デイサービス等の受入れ時間のさらなる延長のニーズに対しては、加算の活用を働きかけていきたいと考えている。

そのような中で胸が締め付けられたのは、療育の場の公平性の問題です。

療育には、個別療育と、集団や小集団での療育があります。他人と一緒に行動するとパニックになってしまうお子さんの場合、まずは個別療育。逆に一人では楽しめないお子さんには集団療育が適しています。ここで問題なのは、医師から仮に集団療育を勧められた場合、集団療育を受けたいと思っても、住んでいる地域でそれが実現しないことがあるのが現状です。

質問3 こうした、住んでいる地域で、求める療育を受けられないことがある現状に対して、知事の認識を伺うとともに、こうした問題を改善するための今後の方向性を伺う。

答弁【知事】 発達障がいなどの療育の必要な子供のデイサービス、大変重要な事柄だと思っている。ご指摘もいただいたけれども、県全体でみると定員が利用されたい方を上回っている、こういう状況である。そういう意味ではどこかで、医ケアが受けられる、デイサービスを受けられる状況にはあるわけである。ただ一部の市においては、人気が高いといいますか、是非ここで受けたいというような、そういった要望が多くてそこに集中していて、出来るだけそこには多くの子供たちを授かっていただくということをお願いしているが、結果としてそれが叶わなくて別の施設を利用していただく、そういう調整なんかもさせていただくことがあるという意味では、必ずしも全ての希望が叶っている状況にはないということである。そういうことをどういうふうにしていくのかということについては、市や町に対しても、まず受入日数の増加であるとか時間の延長といった利用者のニーズがあるわけなので、こういったものに合わせて事業所に対して多く受け入れるように働きかけをしていただく、市や町が入所施設を一時的に借りる形にして日中の一時支援を行う、こういったようなこともやりながら改善に向けてきめ細かに対応していくよう勘言してまいりたいと思う。 また県においては、受入時間延長するための加算の活用であるとか、また療育の質向上に向けた研修を行って人材の育成を行う、こういったことも引き続き行いながら、地域において利用者が希望する療育を受けられる事業所を増やしてまいりたいと思う。

障がい福祉事業は3年に一度の報酬改定があり、令和6年度が改定の年でもあります。放課後等デイサービス、児童発達支援についても、改定が行われるわけですが、それぞれに事業所の増加が著しく、財務省からは、給付金等の増額幅が大きい予算を指摘されていることで、今後の事業所運営も厳しいものになることが懸念されます。

質問4 報酬改定がなされることで、事業所が減っていくようなことがあってはなりません。 そのためにも、事業所運営(経営)のスキルアップと少しでも質の高い療育を指導していくことを求めていきたいと思います。そこで、 今後の障がい福祉サービス等の報酬改定の認識を伺うとともに、県内事業所における今後の療育と放課後等デイサービスを支えていく体 制づくりへの支援について県の所見を伺います。

答弁【健康福祉部長】 放課後等デイサービスでは、個別の支援計画を立てた上で、発達段階に合わせた動作や人とのコミュニケーションの取り方などを身につけるための療育を行うことが求められている。今回の報酬改定では、塾などで学習やピアノ、絵画の指導のみを提供している事業所を除外する内容となっている。これまで言語コミュニケーション面あるいは認知行動面など、総合的に適正に支援してきた県内事業所の運営が厳しくなるものではないと考えている。県では、事業所のレベルアップのために、こども療育センターが各地域の事業所に出向いて、スキルアップ研修や出前講座により、支援者の育成を行っている。また、県内の児童発達支援センター、全体で7カ所だが、このセンターが事業所からの相談に対応して、助言や援助機能を高めることができるように、今年度から専門研修を新たに実施することで、各センターに中核的人材を配置できるよう養成していきたいと思っている。

(2) 「医療的ケア児(者)の災害時の避難」について

1月1日の能登半島地震は、自然災害の怖さとライフラインが寸断された中での避難や避難生活の苦しさを、私たちに突きつけるものでした。 その怖さは、障がい児者にとってさらに大きなものであることは言うまでもありませんし、素早く動いたり、移動することが難しい肢体不自由児の避難は、保護者にとって も、厳しく難しいものであることは、間違いありません。

今回の災害では、指定されていた福祉避難所の2割しか機能しなかったことを考えると、障がい者の不安は大きなものとなります。

そのような中で、何度も耳にするのが、「特別支援学校を福祉避難所にして、障がい児者を受け入れてもらえないか」という声です。ましてや、通学している学校であれば、知らない場所に身を置くことで発生するパニックも抑えることができるものと考えます。

そんな思いを形にしている自治体が県内にも存在します。坂井市と福井市では、市と特別支援学校が協定を結び、特別支援学校に通学している児童・生徒の福祉避難所として指定していくことを目指して、現在調整中とのことです。

それは、決して簡単な話ではないと感じるだけに、坂井市、福井市の担当部局の取組みとそれぞれと連携する特別支援学校、さらには、それを呼び掛けている県地域福祉課の先進的な体制の素晴らしさに心打たれるものがありますし、市町と県、障がい福祉と教育、という大きな見えない壁を越えた取組みとしても、大きな成果に繋がっていくことを期待するところでも

質問5 特別支援学校を福祉避難所として指定しようとする、これらの先進的な事例を少しでも県全域に広げていくことを望みますが、現在の調整状況と今後の方向性も含め、健康福祉部長の所見を伺う。

答弁【健康福祉部長】 令和3年度に内閣府は福祉避難所ガイドラインを改訂して、候補施設として、生徒にとって慣れ親しみ安心感のある特別支援学校を福祉避難所として追加した。これを受け、令和4年度に福井市と坂井市から特別支援学校を利用したいとの要望が県にあり、学校に意向調査を行ったところ、全11校のうち土砂災害警戒区域にある学校などを除いて8校から利用可能との回答があった。このため県では学校の所在する5市町に対し、機材などの整備や市町による避難所運営を働きかけているところである。

このうち、福井市・坂井市におきましては、現在、各学校と避難所開設時の運営体制等について協議しておりまして、今年度末までに2つの学校と協定を締結いたしまして、新年度以降に運営ができる予定でございます。

残りの市町についても、先行する今の2市に関する情報提供や県の資機材整備支援制度などをお伝えして、特別支援学校を福祉避難所とする取組を促していきたいと考えている。

それは、決して簡単な話ではないと感じるだけに、坂井市、福井市の担当部局の取組みとそれぞれと連携する特別支援学校、さらには、それを呼び掛けている県地域福祉課の先進的な体制の素晴らしさに心打たれるものがありますし、市町と県、障がい福祉と教育、という大きな見えない壁を越えた取組みとしても、大きな成果に繋がっていくことを期待するところです。

2 北陸新幹線開業後を見据えて

新幹線開業を直前にして体験した能登半島地震の衝撃は大きなものです。ただ、被災者の皆さんへの配慮を示しつつも、知事がいろいろな場で言葉にしている「元気な地域からできるだけ多くのお客様にきてもらい、波及効果で経済的な復旧を図っていく」とする言葉は、北陸復興新幹線の姿勢を示し、本県が先頭に立って牽引していく姿勢を示すものであり、多くの県民に響くものであると考えます。

ただ、その中で、気がかりな点を3点伺うとともに、開業効果を最大化させるための体制について伺います。

質問1 新幹線で押し寄せる観光客の受入体制について問題ないか伺う。

それぞれの新幹線駅をはじめ、主要な駅近辺で、食事(ランチ)の場所とトイレは確保され、適切な案内がなされるのか。 また、手荷物預かり、ロッカーは用意されているのか。特に、福井駅や敦賀駅から市内へ向かうためには、大きなボストン バック等を預ける場所が必要不可欠である。

改めて、部活動地域移行の目標とするものは何なのか伺うとともに、ロードマップを伺います。

答弁【未来創造部長】新幹線開業に向けまして、県では、福井市や敦賀市とまちづくりのファンドを設け、飲食店の新規出店を促してきたところである。この結果、福井駅周辺では、新栄商店街や浜町で新たな飲食店が7店舗開業予定であるほか、A街区のフードホール、福井駅のくるふ、えち鉄高架下の屋台村と、この3か所でも50店舗程度が増える見込みである。敦賀駅周辺においても、ottaの7店舗に加え、ファンドを活用して9店舗が開業または開業予定となっている。一方、開業直後は一時的なオーバーツーリズムという形になろうかと思う。各市においては、ランチ需要をカバーするため、キッチンカーや屋台を備えたイベントを週末に実施したり、福井市では駅周辺に職員を配置して、飲食店やトイレを含む周辺案内を行う予定である。敦賀駅でも市が西口の交通広場のところに、臨時の案内所を設け、来県者の対応にあたると聞いている。

手荷物に関しては、福井駅では現在コインロッカーが約200個あるが、開業時に400個近くまで増設される予定である。そのほか、福井市において、西口の案内所で手荷物預かりの準備を進めている。敦賀駅でもロッカーや手荷物預かりの拡大が検討されている。

26日には新幹線開業に向けて、連絡会議が開催される予定であり、改めて、来県者への対応に最善を尽くすよう、市町や関係事業者に呼びかけていく。

質問2 二次交通の充実がどこまで進んでいるのか伺う。

喫緊の問題であるバスやタクシードライバーの確保、ライドシェアの方向性、レンタカーの台数の確保など、どこまで対応が進んでいるのか。駅に降りた観光客が各観光地にいけるのか、特に、敦賀駅のように、完全に東口と西口が分断されてしまう場合のタクシー配車に不安はないのか。

答弁【未来創造部長】バスやタクシードライバーの確保については、二種免許の取得支援、会社説明会の開催、就職奨励金の支給、最近やっているが新聞広告を活用した緊急募集など、様々な対策を進めているところである。

タクシーについては昨年の4月から7月までの採用人数は合計で18名ということで、月平均すると4.5人というところでしたが、説明会などを始めた8月から1 2月までは月平均11人、合計55人というふうに大幅に増えているところである。

また、自家用車を活用した運送サービスも有用と考えており、国が導入する新制度の活用に向けて、実証運行の実施についてタクシー協会や市町などと協議を進めていく。レンタカーについても、駐車場費用の補助制度を活用して、新幹線各駅で増車を進めてまいりたい。

また、敦賀駅のタクシーの配車だが、タクシー協会と協議して、現在の西口だけではなくて、新幹線の到着時には東口においても配車を行うこととした。引き続き、 駅に降りた観光客、ビジネス客がスムーズに移動できるよう、交通事業者や市町とともに取り組んでいく。

質問3 インバウンド対応について伺う。

免税店、キャッシュレス、WI-Fi環境の点検と整備状況はどこまで対応が進んでいるのか。ホスピタリティの強化と言語アレルギーをなくすための研修は不可欠であり、その最低限のコミュニケーション力の育成と翻訳アプリの活用研修は重要ではないか。

答弁【交流文化部長】県内の免税店は国の最新の調査で132店舗であり、来年度は100店舗増加を目標に、免税店申請に要する費用等について全額支援を行い、免税店の増加を強力に進めていく。

キャッシュレスについては、県内小売・サービス業の約7割の店舗が機器を導入しているが、来年度は、国のIT導入補助金に県が上乗せを行い、自己負担をなくして、キャッシュレス機器導入を一気に増やしたいと考えている。

Wi−Fi環境は、多くの外国人観光客が見込まれる公共施設や主な駅について、既に概ね整備されている。

外国人観光客に満足してもらうためには、議員ご指摘のとおりコミュニケーションが重要であり、県では県内観光事業者や民宿に対し、外国人による模擬接客研修や実 地研修で、翻訳アプリを使用した接客のアドバイスを行っており、引き続き受入環境の整備を進めていく。 なんといっても、気がかりなのは、観光客に対する日常生活の保障です。具体的には、全ての観光客への安全・安心な食事と水、衛生的なトイレの保証です。 それぞれの新幹線駅をはじめ、主要な駅近辺で、食事(ランチ)の場所とトイレは確保され、適切な案内がなされているのか確認する必要があります。 食事に関しては、インバウンドを視野に入れた準備が不可欠でもあります。

私たちは、魚介類も含め、いろいろな肉を食べ、乳製品も自由に口にします。しかも成人したら飲酒もできます。ただ、海外には、ユダヤ教のコーシャ、イスラム教のハラールにだいひょうされるように、宗教による厳格な食事制約を課していることも少なくないのです。

また、障がい者や支援を必要とする来訪者へのサポートも重要です。誰もとり残さない本県の姿勢を再点検する必要性を感じます。 車いすはもとより、いろいろな障がい児者が乗り換え時間内に移動できるのかというシミュレーション。また、万が一の場合の発時刻の遅延方針を明確に示していくことも必要なのだと思います。

質問4 開業効果を最大化させるためにも、指摘したこれらの点について、定期的に点検状況を集約し、開業後も取組みを継続していくことが 求められる。こうしたことは所管する一つの部署だけでは対応が難しいと感じるだけに、部局横断的に何らかの体制づくりが必要か と思うが、中村副知事の所見を伺う。

答弁【中村副知事】昨年春の組織改正において、新幹線開業後を見据えた交通・まちづくり政策を一体的に推進することを目的に、未来創造部に新幹線・交通まちづくり局を新しく作ったところである。

県庁内では、この局に設置した新幹線政策連携室を事務局に、14の関係課室からなる部局横断のチームを編成するとともに、市町、商工会議所、商工会、商店街、 様々な交通事業者等とも密接に情報交換し、例えば開業日の混雑対策や二次交通の円滑な案内、開業後の受入対応がしっかりなされているかというようなことを連携して、その対応を強化するということに努めている。

開業日、それから直後、ご質問あったように様々なことが予想をされている。新幹線・交通まちづくり局が中心となって、庁内および新幹線駅設置市の情報収集・連絡体制を整え、臨機応変に対応していくことになると思っている。様々なクレームをいただくこともあるだろうし、それから想定外の人数が来て対応できないとか、全く想定していないことが起こるとか、これは色々あると思う。色々とクレーム等をいただくことはありがたいことだと思うので、そういうこともカバーしながら、この体制の下、さらにおもてなし強化できるように、開業後も継続的な改善に努めてまいりたいと考えている。

3 ギフテッド教育への取組みについて

ギフテッドとは、一般的に、生まれつき特定の分野での特別な才能や高い能力を持っている(= Gifted/ギフトを授かった)子どものことを指します。 ギフテッドの中には、自閉症スペクトラムやADHD(注意欠如・多動症)、LD(学習障害)などの発達障害を併せ持つ子どももいるといわれており、日本では、ギフテッドというと障害のある子と誤解をする人もいることから、国の有識者会議では「ギフテッド」ではなく「特異な才能のある児童生徒」を使用しています。そして、ギフテッド教育とは、ギフテッドと呼ばれる子どもたちを対象に、それぞれの能力やペースに合わせて行われる教育を指します。アメリカは1800年代からギフテッド教育に取り組み、現在も、アメリカ全土でさまざまな教育プログラムが行われています。アメリカの事例を参考に、ヨーロッパやアジアでもギフテッド教育を取り入れる国が増えてきています。日本においては、ギフテッドの認知が進んでおらず、ギフテッド教育に取り組む教育機関や団体が少ないのが現状です。

保護者が子どもの様子を見て「わが子の学びを深めるには特別なサポートが必要なのかもしれない」と思っても、どの機関にどのように相談したらよいかなど、満足な情報 を得ることが難しい状態といえます。

質問1 その子の個性を生かす教育をどのように進めていくのか、本県の教育もこうしたギフテッド教育のような特色ある新しい教育にも目を 向けるべきではないか、教育長の認識を伺うとともに、こうした保護者の相談に対応する体制づくりや、その後のサポート体 制について、国が実施するよう働きかけるべきと思うが、県の所見を伺う。

【教育長】県立高校では、先進的な理数系教育を実施するSSH校において、生徒の興味に基づく課題研究を、企業や大学などと連携して行うことにより、生徒の個性を活かし、支援する教育を行っている。

このような教育の中で、令和 5 年度には国際科学オリンピックや情報オリンピックなどで世界大会の代表候補入りした生徒や、英語ディベート世界大会で入賞した生徒もいる。

今後、保護者の相談に対するサポート体制などを国に求めることも考えられるが、総合型選抜など、生徒の個性を活かせる入試への支援や、ICTを活用し、大学教員や企業の方からリモートでの指導を受けることを可能とするなど、生徒や保護者が安心できるサポート体制の構築が必要と考える。

質問2 芸術的能力や特別な分野での才能をさらに伸ばしていくためにも、場合によっては海外での研鑽や活動が必要であるとも考えるし、「奨学」の本来の目的に沿うものであると考える。

教育委員会において、特異な才能のある人材に対する海外留学等の支援の現状を伺うとともに、今後の方向性に対して、所見を伺う。

【教育長】県では、海外の高校へ長期留学する高校生を支援する「福井県きぼう応援海外留学奨学金」制度を平成28年度より実施しており、芸術系の海外大学へ進学した生徒も2名いる。

今後も、生徒の多様な実情に合わせた研鑽や活動を支援していく。

4 特定重要拠点空港・港湾について

昨年12月13日の報道によると、政府が防衛力強化の一環として、有事の際に自衛隊や海上保安庁が行う部隊展開や国民保護活動に備えて整備する「特定重要拠点空港・港湾」について、当面の候補に9道県の32カ所を選んだとのことであり、今後、追加選定により40カ所を超える可能性があるとのことでもあります。

空港や港湾といった公共インフラの整備は、昨年12月策定の国家安全保障戦略に明記された防衛力強化を補完する4分野の一つともなっています。

公共インフラ施設を防衛目的で活用するには地元自治体の理解が欠かせません。

現行法は平時に自衛隊や海保がインフラを優先して使う規定がなく、利用する場合は管理する都道府県などに申請しなければならないとしています。

32カ所は北海道、福井、香川、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄の9道県の計13空港、19港湾となっており、その中に福井県の敦賀港が含まれている ことから、敦賀市民はもとより、敦賀港湾の全体像に関わる大きなことがらであると考えます。

候補のうち、自衛隊や海保による普段からの円滑な利用に合意できた施設は、2024年度以降に事業化される方向であります。

政府は整備するインフラ施設を観光や物流に活用することで産業振興につながるとして、自治体に協力を求めるものと考えます。

この「特定利用港湾」について、昨年10月23日に内閣官房や防衛省、海上保安庁などの担当者が香川県庁に説明に訪れていたとのことですが、香川県の池田豊人 知事は、「香川県としては、具体的なものが今後出てくれば、できる協力はしていきたいと考えています」としつつも、「不安の声が出ることが想定されるとした上で、国にはきちんと制度を説明するよう求めたい。」と語っています。

質問1 現時点で、国からの説明の機会があったのかどうかを伺うとともに、前述したように、敦賀港はもとより、福井県、そして敦賀港に関わる多くの企業や市民、労働者に関わる重要な案件であると考える。 それだけに、敦賀港の指定については、県議会や県民への丁寧な説明が必要である考えるし、透明性、かつ慎重な対応を求めるが、 知事の所見を伺う。

【知事】 特定利用港湾については、本県に対しても、昨年の11月2日に制度の概要について、また、本年の2月2日には敦賀港を指定したい旨の説明があったと私も報告を受けているところである。

国からの説明によると、自衛隊それから海上保安庁が、港湾法の範囲内で民生利用を主としながら、平素の訓練などにおいて円滑に利用したい、そのための枠組みを 設けたいと、こういう申し入れであると、認識をしている。

そうしたところが訓練等で敦賀港を利用するということ自体は、急な災害が起きたときに、すぐに迅速に展開する、救助また避難、こういうことを円滑に展開するという防災上の観点から利点もあるとは認識しているが、ただ、詳細が明らかではないというところである。そういうことで、国に対しては具体的な利用方法等を、今確認をしているところである。

敦賀港の指定に関しましては、御指摘いただいたように、県議会であるとか、また、敦賀市、それから港湾の利用者、こういった方々への説明も必要だというふうに認識しており、他県にもこういった同じような状況もあるので、他県の動向も注視をしながら、国と協議を進めてまいりたいと考えているところである。

2月 予算決算特別委員会質問項目(北川)

- 1 部活動の地域移行について
- 2 アリーナ整備費への行政支援について
- 3 福井県文化振興プランについて
- 4 教職員の精神疾患による離職予防策と、 看護師・保育士の資格を生かした再就職や 再雇用への支援について